

事 務 連 絡

令和4年5月31日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

小 中 学 校 課 長

（公印省略）

国旗の常時掲揚について（通知）

標記の件について、別添写しのとおり、各県立学校長あてに送付しましたので、参考通知いたします。

【本件担当】

高知県教育委員会事務局小中学校課

課長補佐（人事担当）

チーフ（人事担当）

TEL 088-821-4639



4 高第学第 5 4 6 号
令和 4 年 5 月 3 0 日

各県立学校長 様

高 等 学 校 課 長
特別支援教育課長

国旗の常時掲揚について（通知）

国旗については、各校で常時掲揚していただくとともに、入学式や卒業式においても式場内に掲揚するなど、適切に対応していただいているところです。

児童生徒が、将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国際社会を生きる日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、全ての国の国旗を尊重する態度を育てることが大切であり、このことは、学習指導要領にも示されています。

各校においては、引き続き国旗を常時掲揚し、児童生徒が日頃から国旗に慣れ親しむことができる環境づくりに努めていただくとともに、国旗を尊重する態度を身に付けることができるよう指導をお願いします。

なお、国旗、県旗、校旗の掲揚にあたっては、その掲揚位置に関する問い合わせもあることから、慣習にならい以下の方法で対応するようお願いします。

（国旗、県旗、校旗の掲揚方法）

- 1 掲揚するポールの高さが同じ場合
向かって左から、国旗、県旗、校旗の順で掲揚する。
- 2 掲揚するポールの高さが異なる場合
最も高いポールに国旗を掲揚する。
中央が最も高く、残りのポールの高さが同じ場合は、国旗の左側に県旗を、国旗の右側に校旗を掲揚する。

【担当】

高等学校課・特別支援教育課 人事担当

TEL 088-821-4852

分類番号【02-03-9999】